

国立市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年 4月

国 立 市

目 次

はじめに

1	新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	1
2	取組の経緯	1
3	東京都行動計画の策定	2
4	国立市行動計画の策定	2

第1章 基本的な方針

1	計画の基本的考え方	3
2	対策の目的	3
3	被害想定	4
4	発生段階の考え方	5
5	対策実施上の留意点	7

第2章 国、都、市等の役割

1	基本的責務	8
2	市の実施体制	10

第3章 対策の基本項目

1	情報提供・共有	13
2	市民相談	16
3	感染拡大防止	17
4	予防接種	20
5	医療	22
6	市民生活及び地域経済活動の安定確保	24

第4章 各段階における対策

1	未発生期	26
2	海外発生期	30
3	国内発生早期(都内未発生)	33
4	都内発生早期	36
5	都内感染期	40
6	小康期	46

用語解説	49
------	----

資料編	51
-----	----

国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会設置要綱	52
-------------------------	----

国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会等の経過	55
-------------------------	----

はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、ほとんどの人がそのウイルスに対して免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザについて、平成17年、保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、対策を講じてきた。さらに、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号）」で、新型インフルエンザ対策の強化を図り、平成21年2月、新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。

同年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は1.8万人、平成22年9月末現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この際の対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について多くの知見や教訓が得られた。

病原性が季節性並であったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などもみられ、病原性が高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年4月、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性がある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が成立されるに至った。

政府は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年（2013年）2月7日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画案を策定し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を平成25年6月7日に策定した。

3 東京都行動計画の策定

東京都（以下「都」という。）では、国の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成17年12月に「東京都新型インフルエンザ対策行動計画」を、平成19年3月には「新型インフルエンザ対応マニュアル」を策定した。また、平成22年3月に「都政のBCP（新型インフルエンザ編）」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。平成25年4月に特措法が施行されたことに伴い、「政府行動計画」が新たに策定されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等発生時の危機管理対応の規範とするべく、都が既に策定してきた行動計画等を一本化し、特措法第7条に基づき、平成25年11月新たな「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「都行動計画」という。）を策定した。

都は、特措法に基づき、都の新型インフルエンザ等対策に関する基本方針及び都が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示した。

4 国立市行動計画の策定

国立市（以下「市」という。）では、平成21年の新型インフルエンザ（A/H1N1）流行により国や都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成21年5月に「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

平成25年4月に特措法が施行されることに伴い、市は平成25年3月に国立市防災対策本部条例を国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例に改正した。

また、特措法第8条の規定に基づき、新型インフルエンザ対策庁内連絡会を開催し、市の新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画として、政府行動計画や都行動計画との整合性を確保しつつ、これまでの市の新型インフルエンザ対策行動計画を廃止し、新たに国立市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本行動計画」という。）を策定した。

なお、この計画を策定するにあたっては、特措法第8条の規定に基づき、東京都及び国立市医師会と協議し意見を賜った。

第1章 基本的な方針

1 計画の基本的考え方

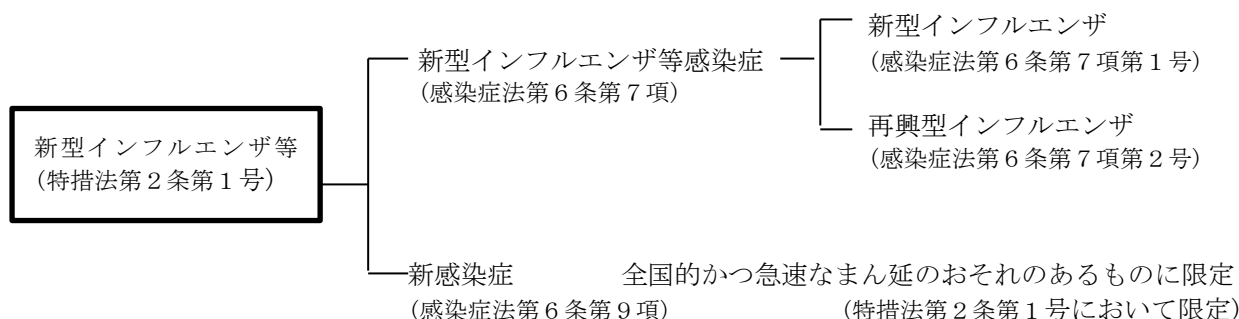
(1) 計画の位置づけ

本行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する市の区域を対象とする計画であり、国や都の行動計画を上位計画として定めるものである。

(2) 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

本市行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、政府行動計画及び都行動計画と同じく、以下のとおりである。

- ① 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）



2 対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- 2 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、罹患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

○ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

ア 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

イ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

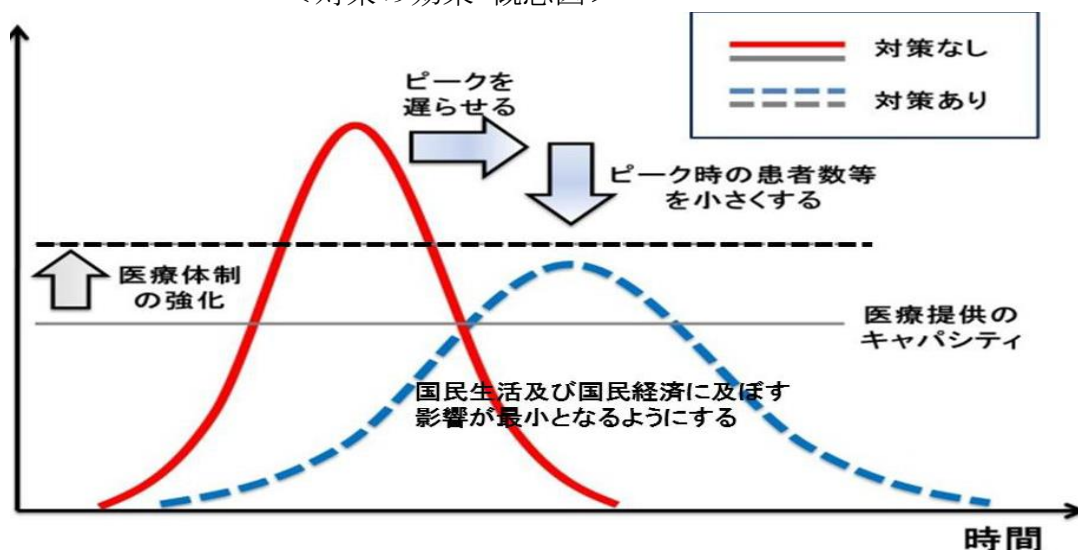
ウ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

○ 市民生活及び地域経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。

ア 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。

イ 事業継続計画（BCP）の策定・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び経済活動の安定に寄与する業務の維持に努める。

＜対策の効果 概念図＞



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房）より

3 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を設けるが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生のもとも含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画を参考に、人口の集中する東京の特性を考慮し、都民の約30%が罹患するものとした都行動計画の想定を市にあてはめ流行規模・被害想定予測を行った。現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定するものである。

流行規模・被害想定

1	罹患割合	国民 約25%が罹患	都民 約30%が罹患	国立市*1 30%が 罹患
2	患者数	1300万人～2500万人	3,785,000人	22,350人
3	健康被害 *2	入院患者数 53万人～200万人 死亡者 17万人～64万人	(1) 流行予測による被害 ①来受診者数：3,785,000人 ②入院患者数：291,200人 ③死亡者数：14,100人 (インフルエンザ関連死亡者数)※ (2) 流行予測のピーク時の被害 ①1日新規外来患者数：49,300人 ②1日最大患者数：373,200人 ③1日新規入院患者数：3,800人	22,350人 2,230人 80人 290人 2,200人 20人

※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などによる死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

*1 都の統計は平成17年度統計より、国立市は平成26年8月人口を基に計算。

*2 健康被害については、罹患した患者が全て医療機関を受診するものとして、被害予測を行った。入院患者数は、国が患者調査から試算した「入院患者：外来患者」の比率を参考に、死亡割合はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出している。その他、社会・経済的な影響としては、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されている。

また、1日最大患者数は、有病期間を軽症者は7日間、重症者では14日間、死亡の場合は21日間と仮定して算定されている。

4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染発生段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、政府及び都の行動計画の区分に合わせて(1)未発生期、(2)海外発生期、(3)国内発生早期、(4)都内発生早期、(5)都内感染期及び(6)小康期の6区分とする。

また、医療現場においては、患者数により対応が大きく異なる。このため、患者の接触歴が追えなくなった時点で「都内感染期」に移行するが、これを(1)第1ステージ(通常の院内体制)(2)第2ステージ(院内体制の強化)(3)第3ステージ(緊急体制)の3つのステージにさらに区分し、きめ細かい医療提供体制を整備する。

発生段階の移行については、必要に応じて国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部(以下「都対策本部」という。)(本部長：知事)が決定する。

新型インフルエンザ等の発生段階

政府行動計画		東京都行動計画		状態	
国	地方	国立市行動計画			
未発生期		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	地域未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが 全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内感染期	地域感染期	都内感染期	<医療体制>	都内で 新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第1ステージ (通常の院内体制)		流行注意報発令レベル (10人/定点)を目安とし、入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態
			第2ステージ (院内体制の強化)		流行警報発令レベル(30人/定点)を目安とし、更に定点上昇中、かつ入院サーベイランス等の結果から病床がひっ迫している状態
			第3ステージ (緊急体制)		
小康期		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

5 対策実施上の留意点

国、都、区市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、又はその発生した時に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針に基づき、新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。都が実施する医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等及び特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、新型インフルエンザ等が発生し、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要があるため、危機管理を主眼において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

(3) 関係機関相互の連携・協力の確保

国立市健康危機管理対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。

市対策本部長は、必要に応じて都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2章 国、都、市等の役割

1 基本的責務

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命、健康を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、市、医療機関、薬局、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

(1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

(2) 都

平常時には、都行動計画に基づき、実施体制の整備、関係機関等との調整、資器材の整備などを推進する。

また、感染症法に基づき、発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市区町村及び関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

(3) 市

平常時には、本行動計画に基づき、体制の整備、関係機関との調整を行い、また訓練等を行い、対策を推進する。

新型インフルエンザ等が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、市に

おける対策を的確かつ迅速に実施し、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施する。

市は、市民に対するワクチンの接種や市民の生活支援、要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

対策の実施に当たっては、都や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関等

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を推進する。

発生時には、地域の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、助産所が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都及び区市町村と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能及び社会経済活動維持のための業務を継続する。

(6) 登録事業者

特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は市民生活及び社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、区市町村等の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法に基づく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

(8) 市民

平常時には新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザとしても実施されている手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や罹患が疑われる場合における医療機関の受診ルール等を守り感染拡大防止に努める。

2 市の実施体制

政府対策本部長により新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われたときには、直ちに特措法及び国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例に基づき国立市健康危機管理対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

なお、平常時には、国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会設置要綱（平成18年訓令第3号）に基づく国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）において、全庁的な新型インフルエンザ等の対策に関する会議を開催し、情報共有や訓練の実施など、新型インフルエンザ等への対策を推進する。海外で新型インフルエンザ等の患者の発生が確認された場合には、副市長が部長相当職によって構成される国立市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置し、情報の共有を図るとともに、市として初動対応を行う。さらに、国内で患者が発生した場合には、緊急事態宣言が行われる前であっても、必要に応じて、市対策本部に準じた任意の国立市健康危機管理対策本部（以下「任意の市対策本部」という。）を設置する。

(1) 市対策本部

- ① 組織 本部長 市長
 副本部長 副市長、教育長
 本部員 全部長相当職にある者
 国、都職員、立川消防署長又はその指名する消防吏員、
 有識者、関係機関（必要に応じて参加要請）
- ② 会議 本部長は、必要に応じて市対策本部の会議を招集する。

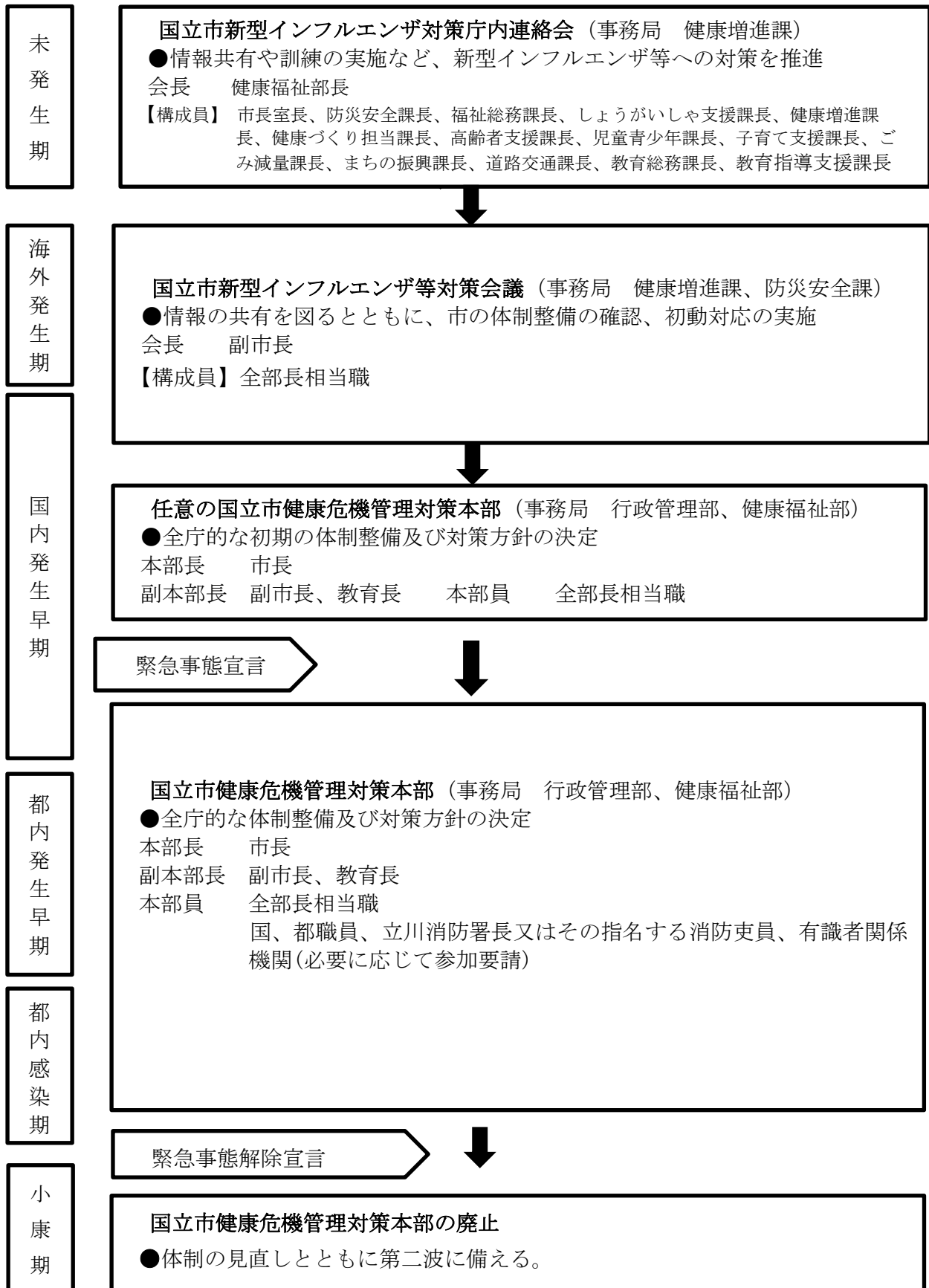
(2) 対策会議

- ① 組織 会長 副市長
 副会長 行政管理部長、健康福祉部長
 委員 全部長相当職にある者
- ② 会議 会長は、必要に応じて対策会議を招集する。

(3) 庁内連絡会

- ① 組織 会長 健康福祉部長
 副会長 委員の中から会長が指名する者
 委員 市長室長、防災安全課長、福祉総務課長、しょうがいし
 や支援課長、健康増進課長、健康づくり担当課長、高齢者
 支援課長、児童青少年課長、子育て支援課長、ごみ減量課
 長、まちの振興課長、道路交通課長、教育総務課長、教育
 指導支援課長
- ② 会議 会長は、必要に応じて庁内連絡会を招集する。

〈危機管理体制概略図〉



〈各部の主な役割〉

部署名	主な役割
オンブズマン事務局	① 他の対策部の応援に関する事
政策経営部	① 報道機関への対応に関する事 ② 広報等による情報の提供及び集約に関する事 ③ 情報の収集、伝達及び処理に関する事 ④ 市主催行事の自粛に関する事
行政管理部	① 市対策本部の設置及び運営に関する事 ② 対策会議の設置及び運営に関する事 ③ 国、都、他自治体等との連携に関する事 ④ 市職員の感染予防、サービス及び罹患状況に関する事 ⑤ 市職員の予防接種（特定接種に限る。）の実施に関する事 ⑥ 市民からの相談体制及び相談窓口に関する事 ⑦ 火葬及び埋葬の許可等に関する事 ⑧ 遺体安置所の設置及び運用に関する事 ⑨ 公用車の使用に関する事
健康福祉部	① 市対策本部の設置及び運営に関する事 ② 対策会議の設置及び運営に関する事 ③ 庁内連絡会の運営に関する事 ④ 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事 ⑤ 新型インフルエンザ等の感染予防の広報に関する事 ⑥ 予防接種（特定接種及び住民接種）に関する事 ⑦ 市民からの相談体制及び相談窓口に関する事 ⑧ 市内の医療関係団体との連絡調整に関する事 ⑨ 在宅の高齢者、しょうがいしゃ等の要援護者の支援に関する事 ⑩ 感染防護服、医薬品等の確保に関する事
子ども家庭部	① 保育所、幼稚園等における感染予防に関する事 ② 保育所、幼稚園等における感染状況の把握に関する事 ③ 保育所、幼稚園等の休所及び休園措置に関する事
生活環境部	① ごみの収集及び処理に関する事 ② 集会所等のコミュニティ施設の閉館等に関する事 ③ 商工関係団体等への情報提供及び商工関係団体等との連携に関する事
都市整備部	① 公共交通機関の事業者への情報提供に関する事 ② コミュニティバスの運行中止等に関する事 ③ 自転車駐車場等の使用に関する事 ④ 下水道の維持に関する事
会計課	① 他の対策部の応援に関する事
教育委員会事務局	① 市内の小学校及び中学校における感染予防に関する事 ② 市内の小学校及び中学校における感染状況の把握に関する事 ③ 市内の小学校及び中学校の休校措置に関する事
議会事務局	① 市議会との連絡調整に関する事
選挙管理委員会事務局	① 他の対策部の応援に関する事
監査委員事務局	① 他の対策部の応援に関する事

第3章 対策の基本項目

本行動計画では、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、(1)情報提供・共有、(2)市民相談、(3)感染拡大防止、(4)予防接種、(5)医療、(6)市民生活及び経済活動の安定の確保の6つの基本項目に分けて、具体的な対策を定める。

1 情報提供・共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、都、区市町村、医療機関等、事業者及び市民の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。

市は、新型インフルエンザ等に関する情報を市民及び関係機関へ各発生段階に応じて提供する。また、わかりやすい情報提供に努め、市民及び関係機関等が情報を共有し、適切な判断及び対応がとれるよう促す。

(1) 情報提供手段の確保

市民への情報提供は、わかりやすい内容で迅速に実施し、情報を受取る媒体や情報の受取り方が千差万別であることから、市から市民へ直接に伝える情報媒体として、市報、ちらし、ホームページ、メール配信を活用する。

また、市民が多くの情報収集を可能にするため、国、都、市及びその他の公共機関の情報について集約し、提供する方法を構築する。

(2) 市民・事業者への対応

① 平常時の普及啓発

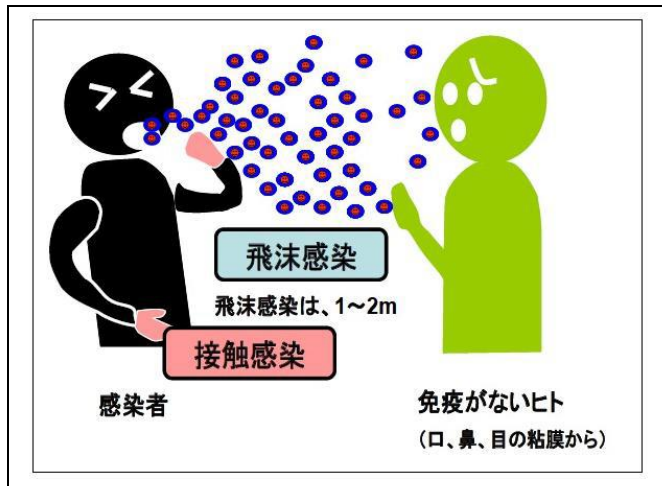
未発生期から、新型インフルエンザ等についての正しい知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人ひとりが感染予防策を理解することで、はじめて感染拡大防止が可能となる。

また、新型インフルエンザ等が発生した際、特に発生初期における患者への誹謗中傷、感染が確認された地域への風評被害が起きないように、新型インフルエンザ等には誰もが罹患する可能性があり、患者やその関係者には責任がないことなど、正しい知識を普及啓発していくことが重要である。

このため、リーフレット、ホームページ、ツイッター等により、新型インフルエンザの感染予防策を周知し、発生した場合は、都や市からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。

<感染予防策>

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染(*1)」と「接触感染(*2)」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



(* 1) 飛沫感染：

感染した人が咳やくしゃみをするこ
で、排泄するウイルスを含む飛沫（5ミク
ロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口
から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘
膜に接触することで感染する経路を指す。

(* 2) 接触感染：

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるい
は中間物を介する間接的な接触による感染
する経路を指す。

(出典 東京都新型インフルエンザ等対策行動計画)

② 発生時の情報提供

個人の人権の保護に十分留意し、国内、都内、市内における感染状況、予防策及び発生段階に応じた適切な医療機関の受診等や不要不急の場合は自力受診を行うなどの救急車の適正利用の再徹底について、市報やホームページ、ツイッター等で情報提供する。

また、発生段階や政府の緊急事態宣言が出されると知事コメントが発表され予防策の徹底などを呼び掛けられるので、必要に応じて市長のコメントも発表する。市に在住又は滞在する外国人に対しては、国際交流団体などの協力を得て、高齢者やしょうがいしゃに対しては、自治会やボランティア団体などを通して情報提供する。

③ 報道発表

新型インフルエンザ等の報道機関への情報提供については、迅速かつ正確に適宜行う。そのため、インフルエンザ等の発生時には、各部署の情報を一元的に管理し、広報担当を通して、発表する。

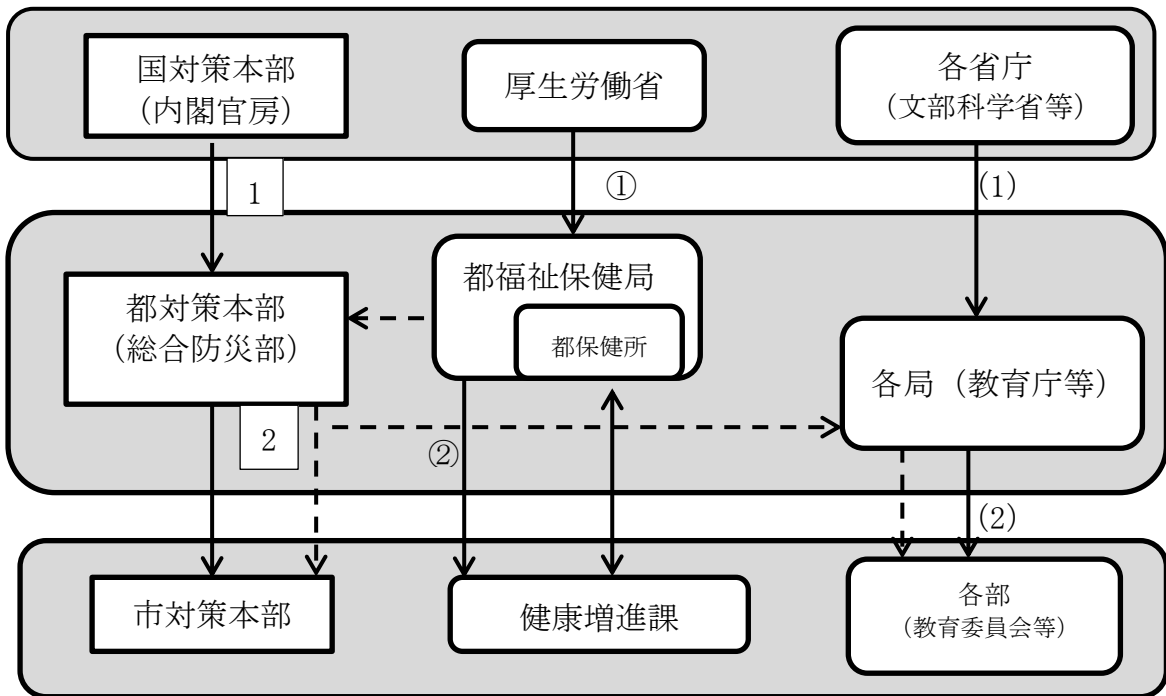
④ 患者等の個人情報

個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷及び風評被害を起さないよう留意する。また、公表する情報については、国立市個人情報保護条例に基づき個人が特定されないよう配慮し、情報の範囲については、国及び都に準じて公表する。

(3) 国・都・市の情報の流れ

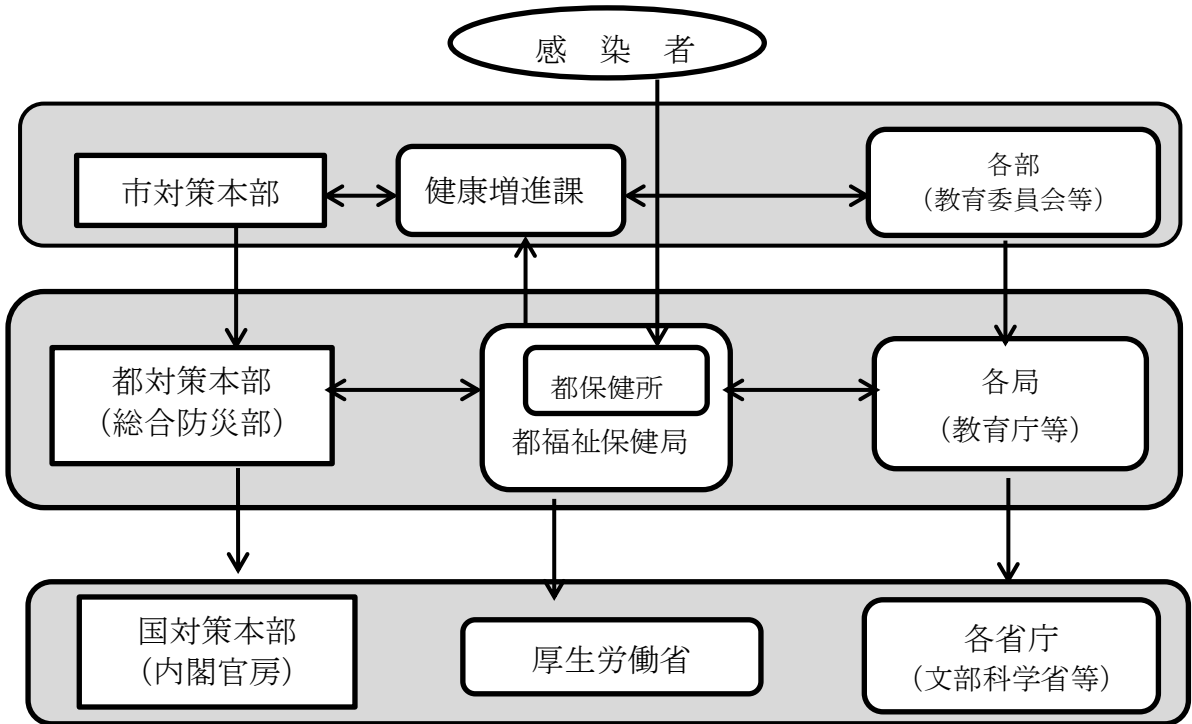
市は、住民に最も身近な存在であり、感染予防のための普及啓発をはじめ、相談窓口の設置、予防接種の実施、高齢者・妊婦・慢性疾患患者等への支援など重要な役割を担う。特に、新型インフルエンザ等が発生した当初の病原性が不明な時点では、感染者はごく僅かであっても、報道内容が刻々と変わり、市民の不安が非常に大きくなる。このため、WHOや国の情報を市民に正確に伝えることが重要であり、市は、国・都・他の自治体等からの情報を受けるとともに収集する。

○新型インフルエンザ等に関する国から市への情報の流れ（国の通知等）



- 1 → 2 内閣官房からの情報の流れ
- ① → ② 厚生労働省からの情報の流れ
- (1) → (2) その他の省庁からの情報の流れ
- > 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

○新型インフルエンザ等に関する感染者情報の市からの流れ



(4) 医療機関等

平常時から、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等との連携を図り、新型インフルエンザ等発生時の医療提供体制を構築する。

また、本市の属する北多摩西部保健医療圏感染症地域医療体制ブロック協議会等を活用して情報の共有化を図り、ブロック内の保健所、医療機関等と連携体制を構築する。

※北多摩西部保健医療圏

都の二次保健医療圏。この圏域には、都の設置する多摩立川保健所と立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市がある。

(5) 関係機関

平常時から、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会をはじめ、町内会・自治会、自主防災組織、老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、商工会、農業協同組合、私立幼稚園協会、私立保育園長会、赤十字奉仕団など市内の関係者団体の連絡網を構築し、これらの団体に新型インフルエンザ等に関する情報提供や飲食店、生活用品販売店等の事業者向けの研修会等の開催などを実施し、啓発及び対策の推進をする。

発生時には、関係者団体の連絡網やメール配信サービスなどを通じて、発生状況や感染予防策、イベント等の自粛、行政上の申請期限の延長などを情報提供し、各団体での対応、傘下事業者への周知を徹底する。

2 市民相談

(1) 健康相談

新型インフルエンザ等の病原性や感染力にかかわらず、市民の不安を解消し、適切な感染予防策を促すため、都は発生後速やかに新型インフルエンザ相談センターを設置する。海外発生期から都内発生早期は、相談対応時に患者の受診先医療機関の案内及び受診時の注意事項等についての説明を行う必要があるため、保健所の開庁時間は各保健所に設置し、夜間・休日においても、都が提供する場所において保健所共同の相談センターを設置し、24時間対応する。都内感染期以降は、受診先医療機関の案内は終了し、保健医療に関する一般相談に対応する。流行のピークを超え、小康期に入った段階で、状況に応じて相談体制の規模を縮小する等、弾力的な対応をとる。

市は、相談センターの周知について協力する。

(2) その他の相談

感染拡大を防止するには、人が集まることや、人と人とが対面する機会を減らすことが有効な対策の一つとして考えられる。学校の休業をはじめ、市民や事業者に対し、集会等の自粛が考えられる。緊急事態が宣言され、都から国の基本的対処方針に基づき、使用制限等措置を選択し、市内施設に対し、要請があった場合は、市は周知等について協力する。市の施設についても、利用者に対する咳エチケットや

マスク着用を呼び掛け、庁舎出入り口や利用時間の制限、臨時休館など、病原性に
応じて対応するとともに、イベントや講習会、試験等について、実施方法の変更や
延期又は中止する。

これらの問合せへの対応は各部が行うが、新型インフルエンザ等に関する住民か
らの一般的な問い合わせに対応できる総合相談窓口（コールセンター）を必要に応
じ設置し、適切な情報提供を行う。

3 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を
図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数等を減少さ
せ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることを目
的に、市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

具体的には、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の一般的な感染予防の励行や
予防接種、学校の休業、職場での感染予防策、催物等の自粛など様々な感染拡大防
止策を組み合わせて、発生段階毎に実施する。

都内の発生初期の段階においては、保健所が、感染症法に基づく入院勧告措置や
患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための健康観察、不要不急の
外出自粛の要請等の感染を広げない防疫措置を行う。市は、市の集客施設や市が主
催する催物における感染予防策を率先して実施するとともに、関連団体にも同様の
取組を実施するよう協力を依頼する。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活
動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、
新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じ
て、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

なお、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行い、都知事が特措法第45
条に基づき、施設を管理する者又は催物を開催する者に必要最小限の制限等を要
請・指示した場合には、市は、要請・指示に応じ、協力する。

都からの要請・指示の内容

○都からの感染拡大防止策の協力依頼（特措法第24条）

- ① 都民及び事業者への感染予防の呼び掛け
- ② 都の施設及び催物における感染拡大防止策を実施
- ③ 関連団体、委託業者及び区市町村への同様の取組を依頼
- ④ 事業者へ感染拡大防止策への協力を依頼

○都の緊急事態宣言時の対応（特措法第45条）

- ⑤ 施設を管理する者又は催物を開催する者に対し、施設の使用又は催物の開催の
制限若しくは停止を要請し、公表する。
- ⑥ 正当な理由なく⑤の要請に応じない場合は指示し、公表する。

(1) 個人への対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染防止対策を実践するよう市民に呼び掛ける。

患者発生時には、当該患者に速やかに感染症指定医療機関等で適切な医療を受けるよう指導するとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察及び感染を広げないための保健指導等を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

(2) 学校等における感染拡大防止策

① 市立小・中学校

新型インフルエンザ等の疑い又罹患していると診断された児童・生徒については、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、必要に応じて臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じるとともに、市教育委員会に報告し、市教育委員会から東京都教育庁と東京都多摩立川保健所に報告を行う。同じ地域内での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

さらに感染が拡大し、都内で流行した場合は、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立学校の閉鎖について検討する。

② 学童保育・保育施設等

児童に集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、通所しないなどについて、注意喚起する。新型インフルエンザ等の疑われる児童については、接触者の健康管理に努めるとともに、医師との連携により、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童の健康観察、必要に応じて臨時休所などの措置を講じる。同じ地域内での流行が確認された場合は、

施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛及び臨時休所を行うなどの感染拡大防止策を講じる。

③ 私立学校等

東京都が各学校設置者等に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、幼児・児童・生徒の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。患者との接触者が関係する地域の学校について、まん延のおそれがあり、臨時休業を行うよう各学校設置者等に対して要請した場合には、市はこれに協力する。

④ 社会福祉施設等

東京都が各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請した場合には、市はこれに協力する。

(3) 施設の使用及び催物の開催制限等

① 事業者

市は、事業者に対して、従業員の感染予防策の励行など健康管理、発熱等の症状がある利用者の施設の利用制限の対応、催物における感染拡大防止策や自粛の呼び掛け、都が実施する施設の使用制限など感染拡大防止策の協力を依頼する。これらの協力依頼は、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

平常時から、これらの発生時に実施し得る感染拡大防止策を、市民や事業者に協力を求めることを周知する。

さらに、政府が緊急事態宣言を行った時は、特措法に基づき、政令の範囲内で、都知事が都民への外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限を要請・指示する場合もあることについても市は周知に協力する。

発生時には、海外発生期の段階で、新型インフルエンザ等の発生の状況や病原性について、判明していること、不明なことを含め、迅速かつ正確に情報提供し、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期と段階が移行するに従い、市民や事業者に対し、様々な個人の感染予防策、事業者の感染拡大防止策を呼び掛けるとともに、緊急事態が宣言された場合の最も強い感染拡大防止策として、都が施設の使用制限の要請・指示を行うことがあり得ることについて周知を重ね、事前に理解を求める。

② 市の対応

緊急事態宣言前であっても、感染拡大防止のためには、人と人が集まる機会を減らすことが有効な対策と考えられることから、市自らが率先して、休止するイベントや利用制限をする施設を明らかにし、広く周知する。

行政手続など申請窓口で感染拡大を防止できるよう、来庁者の動線を整理し、来庁者や職員への感染リスクを低下させるよう、工夫する。さらに、郵便やメール等を積極的に活用し、対面機会を減らすよう努める。

また、市の関連団体、委託業者に対しても、積極的な感染拡大防止策を実施するよう協力を依頼する。

<市の休止事業等（例示）>

区 分	主な休止事業等
閉鎖する施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 芸術小ホール、郷土文化館、図書館、公民館、福祉会館 ・ 総合体育館 ・ 市民プラザ、地域集会所等

休止する イベント等	・文化行事・イベント等 ・各種講座・教室等
その他	・統計調査 ・市民説明会等

4 予防接種

(1) ワクチン

ワクチンの接種により個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑えるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめるとともに、患者数を医療提供可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、新型インフルエンザ発生前に製造し備蓄しているプレパンデミックワクチンと、発生後に発生した新型インフルエンザウイルスから製造するパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

(2) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

① 特定接種に用いるワクチン

備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることになるが、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性の低い場合は、パンデミックワクチンを用いることになる。

② 特定接種の対象となり得る者

ア 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

イ 新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員又は地方公務員

③ 接種体制

(実施主体)

ア 国によるもの

登録事業者のうち特定接種の対象となり得る者

新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる国家公務員

イ 都によるもの

新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる都職員

ウ 市によるもの

新型インフルエンザ等への対策の実施に携わる市職員
(実施方法)

原則として、集団的接種で行う。

(3) 住民接種

特措法において、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われた場合については、特措法第46条に基づき予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

	根拠法令	緊急事態宣言	接種の努力義務	接種の勧奨	接種費用の自己負担
臨時接種	特措法第46条 予防接種法第6条第1項	あり	あり	接種を受けよう勧める	あり（低所得者を除き実費徴収可）
新臨時接種	予防接種法第6条第3項	なし	なし	同上	あり（低所得者を除き実費徴収可）

① 接種対象者

ア 住民接種は、全国民を対象とする（在留外国人を含む。）。

イ 接種を実施する対象者は、市の区域内に居住する者を原則とする。

ウ 市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等に対しても、接種を実施する対象とする。

② 接種対象者の分類

以下の4つの群に分類されるが、新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて柔軟に対応する。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

基礎疾患を有する者

妊婦

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

③ 接種体制

市は、住民接種の実施主体として原則として集団的接種により実施するため、体制の構築を図る。

④ 市接種方法

- ア 市は、保健センター、学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。
- イ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報、ホームページ等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起する。
- ウ 基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団的接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、市の判断により、通院中の医療機関において接種することも検討する。
- エ 医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、集団的接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- オ ワクチンの大部分が10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団的接種を行うため、原則として100人以上を単位として接種体制を構築する。
- カ ワクチンの流通状況等によっては、医療機関において、集団的接種によらず接種を行うことも検討する。
- キ 社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団的接種を行う。
- ク 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。

5 医療

(1) 医療体制の整備

新型インフルエンザ等への対策において、医療は最も重要な対策である。新型インフルエンザ等がまん延した場合は、患者数の大幅な増加が想定される。医療の破綻を回避し、医療提供体制を維持しなければ、市民は感染した時に必要な医療を受けることができない。しかし、医療資源（医療従事者、病床等）には限度があることから、事前に効果的・効率的に活用できるよう医療提供体制の整備について、都に協力する。

(2) 医療提供体制

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であり、都は感染症法に基づき、新型インフルエンザ等に罹患した患者（疑似症を含む。）に、感染症指定医療機関で入院治療を行う。ある程度限定された医

療機関で外来診療、入院治療を行うことで、医療機関全体における混乱を回避するとともに、他の医療機関等が都内感染期において新型インフルエンザ等の診療・調剤を行うための準備を行う期間にもなる。

市は、都が設置する新型インフルエンザ相談センター（帰国者・接触者相談センター）（以下「相談センター」という。）の周知を図る。

- ① 市は、相談センターから振り分けられた新型インフルエンザの罹患が疑われる患者は、都が指定する新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）で診察することの周知を図る。
- ② 都知事は、新型インフルエンザ等患者の都内発生早期までは、新型インフルエンザ等患者は病状の程度にかかわらず、感染症法第26条で準用する第19条又は第46条の規定に基づく入院措置等の対象となるため、感染症指定医療機関への入院勧告を行う。北多摩西部保健医療圏では、国家公務員共済組合連合会立川病院が指定されている。

都内感染期においては、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関が担うことになる。そのため、患者は相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された患者についても、通常の感染症診療を行う全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。市は、発生段階に応じた医療機関等の役割分担や受診方法等について市民をはじめ関係機関に周知する。

○発生段階ごとの医療提供体制

	未発生期	海外発生期	国内発生期	都内発生早期	都内感染期			小康期
					通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	新型インフルエンザ専門外来 (ウイルス検査実施)			全ての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)			
	入院	陽性	陰性	感染症指定医療機関 一般医療機関への入院 または自宅療養				

(3) 臨時の医療施設等

都は、新型インフルエンザ等の感染拡大により、病院その他の医療機関が不足し医療の提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条に基づき、臨時に開設する医療施設において医療を提供することとなっており、市はこれに協力する。

6 市民生活及び地域経済活動の安定確保

新型インフルエンザ等は各地域での流行が約8週間程度続くと言われており、新型インフルエンザ等が発生した時は、多くの国民が罹患し、また、本人の罹患や家族の罹患等により、市民生活及び地域経済活動の縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び地域経済活動への影響が最小限となるよう、都、市、医療機関等、事業者及び市民は、発生時にどのように行動するか、事前に準備をし、発生時には互いに協力する。

(1) 市民生活の維持

① 食料・生活必需品の安定供給

都は、生活必需品の安定供給を図るため、関係事業者等の事業継続を支援し、社会機能が低下する中で不足が予想される食料・生活必需品について、製造・販売・流通業者などの業界団体等を通じて、安定供給を要請するとともに食料品・生活関連物資等の価格が高騰しないよう、買占め及び売惜しみが生じないように要請する。市は、都の対策に協力するとともに市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。

② 高齢者、しょうがいしゃ等の要援護者への支援

都は、高齢者施設等の福祉施設（入所施設）の運営を維持するため、感染予防を徹底するよう呼び掛けるとともに、入所者の施設外部者との接触制限等により、感染拡大の防止に努めるよう要請する。

また、都は外出を自粛する高齢者、しょうがいしゃ等の要援護者の食料・生活必需品の調達について、地域の実情に即し、区市町村、町会等地域住民団体、ボランティア等に協力要請する。市は、都の対策に協力する。

③ ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等により平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、必要に応じて、市民及び事業者にごみの排出抑制への協力を要請する。

④ 指定公共機関及び指定地方公共機関への業務継続要請

市民生活を支えるライフライン事業者など、指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、従業員の出勤があっても、業務継続計画に基づき、ライフライン等が停止することのないよう業務継続を要請する。

⑤ 行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模災害発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

(2) 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、遺体に対する

適切な対応を行う必要があることから、遺族の意向や個人情報の保護に留意するとともに、遺体収納袋等を活用するなど遺体からの感染を防止しつつ、火葬場を可能な限り稼働させるよう設置者に要請する。

また、感染状況に応じて集会の自粛要請も考えられることから、平常時に行っているような形態の葬儀が困難になる可能性があることについて、葬祭業者や住民の理解を得るよう努める。あわせて、新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があり、遺族への理解を得るよう努める。

市で発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。

さらに、一時的に死亡者が急増した場合は、遺体からの感染予防策を実施し、遺体を収容する施設を直ちに確保するとともに迅速に埋火葬を行う。

第4章 各段階における対策

総論で記述した基本的な方針に基づき、発生段階ごとに、実施体制、目的、対策の考え方等の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、市は、国が政府行動計画に基づき定める基本的対処方針及び都行動計画等を踏まえて検討する都内の新型インフルエンザ等対策の実施方針等を踏まえ、市行動計画に基づき対応する。

個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

以下の各期の担当は48ページ「各段階における対策担当部一覧表」を参照する。

1 未発生期

<未発生期>

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

<目的>

- 1 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。
- 2 都、関係機関等との連携の下に発生の早期確認に努める。

<対策の考え方>

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、本行動計画等を踏まえ、都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

① 行動計画等の策定・見直し

市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び都行動計画等を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備え本行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行う。(行政管理部、健康福祉部、各部)

② 体制の整備及び国・地方公共団体等との連携強化

ア 市は、発生時に備えた市行動計画実施手順及び業務継続計画を作成する。(健康福祉部、行政管理部、各部)

イ 市は、都、指定地方公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(行政管理部、健康福祉部、各部)

ウ 市は、必要に応じて、警察、消防機関等との連携を進める。（行政管理部）

（２） 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

ア 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策（一般的な感染対策や健康管理、発生地域等への不要不急の旅行の自粛等の呼びかけ等）について、各種情報媒体を利用し、市民に継続して分かりやすい情報提供を行う。（政策経営部、健康福祉部）

イ 市は、マスク着用等咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（健康福祉部）

ウ 市は、都が提供する都内のインフルエンザの流行状況や感染対策等について、ホームページ、広報媒体等により、市民に必要な情報提供を行う。（政策経営部、健康福祉部）

② 体制整備等

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供を行うため、提供内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化）、情報媒体（広報紙、ホームページ等での情報発信、報道機関への情報提供）、情報の受け手に応じて、複数の媒体・機関等の活用について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。（政策経営部）

イ 市は、一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を構築する。（政策経営部、健康福祉部）

ウ 市は、都や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。さらに、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。（行政管理部、健康福祉部）

エ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民からの相談に応じるため、市のコールセンター等の設置、及び情報提供体制の準備を進める。（政策経営部、行政管理部、健康福祉部）

（３） 感染拡大防止

① 個人における対策の普及

ア 市は、感染予防のため、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、自らの発症が疑わしい場合は、相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること等の基本的な感染対策について、理解の促進を図る。（健康福祉部）

イ 市は、市民に対し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請等の感染対策についての理解促進を図る。（健康福祉部）

② 地域における対策の周知

ア 市は、新型インフルエンザ等の発生時に実施する個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図る準備を行う。（健康福祉部）

イ 市は、都が実施する新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の策について周知を図るための準備を行う。（政策経営部、健康福祉部）

(4) 衛生資器材等の供給体制の整備

市は、都が行う衛生資器材等（消毒薬、マスク等）の生産・流通・在庫等の状況の把握等について、適宜協力する。（健康福祉部）

(5) 予防接種

① 特定接種

ア 市は、市職員の特定接種に向けた接種体制の構築を図る。（行政管理部）

イ 国からの協力依頼に基づき、登録事業者の登録業務について協力する。また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、市医師会等と連携し、必要な支援を行う。（健康福祉部）

② 住民接種

ア 市は、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対して速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。（健康福祉部）

イ 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する区市町村以外の区市町村における接種を可能にするよう努める。（健康福祉部）

ウ 市は、速やかに予防接種を行うことができるよう、市医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備する。（健康福祉部）

(6) 医療

① 地域医療体制の整備等

都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療体制の整備等を促進する。市は、都からの要請等に応じ、その対策等に協力する。

市は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（健康福祉部）

② 新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）

都は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来（帰国者・接触者外来）を設置するため、これを担う医療機関をあらかじめ指定し、必要な整備を行う。市は、その対策等に協

力する。(健康福祉部)

③ 感染症入院医療機関

都は、都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めた医療機関を、あらかじめ感染症入院医療機関として登録する。市は、これに協力する。(健康福祉部)

④ 一般医療機関

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室等において、一般の患者と発熱している患者の導線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、ゴーグル、マスク及び防護服等の個人防護具等の必要な医療資器材の備蓄を行い、また、診療継続計画（BCP）の策定にも努める。

市は、都内感染期には医療従事者が不足する場合は想定されるため、市医師会と連携し、地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医療従事者が協力する等、地域全体で医療体制が確保されるよう協力を依頼する。また、医療機関は内科や小児科等の診療体制に重大な影響を及ぼさないよう、医療機関内において他科の医師を含めた協力体制を構築する等により、医療従事者の確保に努めることとする。(健康福祉部)

⑤ 医療資器材の整備

ア 市は、必要となる医療資器材（個人防護具）をあらかじめ備蓄、整備する。(健康福祉部)

イ 市は、医療機関に必要な医療資器材を整備するよう要請する。(健康福祉部)

(7) 市民生活及び地域経済活動の安定の確保

① 生活物資等の確保

市は、必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、生産・物流事業者等と連携を図る。(生活環境部)

② 要援護者等への対応

市は、高齢者、しょうがいしゃ等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。(健康福祉部)

③ 火葬能力等の把握

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設(以下「臨時遺体収容所」という。)等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(行政管理部)

2 海外発生期

<海外発生期>

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

<目的>

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。
- 2 都内発生に備えて体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合を想定して、対応する。
- 2 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 患者を早期に発見できるよう、都内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、区市町村、医療機関等、事業者及び都民に準備を促す。
- 5 検疫等に協力し、都内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、医薬品提供体制の確立、市民生活及び経済活動の安定のための準備、特定接種の協力等、都内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

① 体制強化等

ア 市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、庁内連絡会を開催するなど、情報の集約・共有・分析を行う。(健康福祉部、行政管理部)

イ 市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、市の対応が広範となる場合は、会長を副市長とする対策会議を開催し、市の各部署の対応を強化する。(健康福祉部、行政管理部)

ウ 国が政府対策本部を設置し、都が都対策本部を設置した場合には、必要に応じて、市においても市長を本部長とする任意の市対策本部し、国の基本的対処方針及び都の対処方針等を確認し、情報収集及び感染拡大時の対応等の検討を進めるとともに、関係部局に対し、必要な対策を講じるよう指示する。(健康福祉部、行政管理部)

「緊急事態宣言」前における任意の市対策本部の設置については、特措法による設置ではなく、必要に応じ市の判断において設置する本部である。

② 季節性インフルエンザと同程度の病原性の場合

ア 海外において発生した新型インフルエンザ等について、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と国において判断された場合には、保健所が感染症法等に基づく対策に移行するので、市は、これを周知する。(健康福祉部)

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、都内発生した場合に必要となる対策等について、広報紙、ホームページ等での情報発信、報道機関への情報提供など複数の媒体・機関等を活用して、リアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(政策経営部)

イ 市は、対策本部を設置したときには、対策本部の広報担当者を中心とし、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。(健康福祉部、政策経営部)

ウ 市は、市内医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。(健康福祉部)

② 情報共有

ア 市は、国、都関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(行政管理部、健康福祉部)

(3) 市民相談

① 市は、国や都の要請を受け、国から配布される相談対応に関するQ&A等を参考にしながら、市民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供に努める。(行政管理部、健康福祉部)

② 市は、市民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民がどのような情報を必要としているのかを把握し、以降の情報提供に反映する。(行政管理部、健康福祉部、各部)

(4) 感染拡大防止

市民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校等については、都内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

ア 市は、市民や事業者に対して、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。(健康福祉部、生活環境部)

イ 市は、校医、園医等と連携し、学校及び学童保育所、幼稚園、保育施設等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の

注意喚起を行う。(健康福祉部、子ども家庭部、教育委員会)

(5) 予防接種

① 特定接種

市は、国及び都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第28条に基づき、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員等の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。(行政管理部)

② 住民接種

市は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。(健康福祉部)

(6) 医療

都は、新型インフルエンザ専門外来(帰国者・接触者外来)の速やかな開設と患者の受入れについて、感染症診療協力医療機関に要請する。感染症診療協力医療機関は、速やかに専門外来を開設する。

① 市は、都が設置する相談センター(帰国者・接触者相談センター)の周知を図る。(健康福祉部)

② 市は、相談センターにより新型インフルエンザ等の罹患が疑われる患者は、都が指定する新型インフルエンザ専門外来(帰国者・接触者外来)において診察することの周知を図る。(健康福祉部)

(7) 市民生活及び地域経済活動の安定確保

都は、食料・生活必需品の供給及び消費活動の動向を把握し、必要に応じて、要請及び適切な行動を呼び掛けるので、市はこれに協力する。

① 要援護者等への対応

ア 市は、都内感染期における高齢者、しょうがいしゃ等の要援護者への生活支援、搬送等について、国からの要請に対応し、都と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。(健康福祉部)

イ 新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯、しょうがいしゃ世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める。(健康福祉部)

② 火葬能力等の確認

市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設(以下「臨時遺体収容所」)について確認し、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(行政管理部)

3 国内発生早期(都内未発生)

<国内発生早期>

- 東京都以外のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態
(都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態)

<目的>

- 1 都内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県からの情報収集を行い、患者に適切な医療を提供する。

<対策の考え方>

- 1 都内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、都民への積極的な情報提供・相談対応を行う。
- 3 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぐ。

(1) 実施体制

ア 市は、国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、対策会議を開催し、市の各部署の対応を強化する。(行政管理部、健康福祉部)

イ 市は、新型インフルエンザ等の発生の状況に応じて、任意の市対策本部を設置し、都内発生早期の対策を確認する。(行政管理部、健康福祉部)

ウ 市は、国が新型インフルエンザ等の状況により、緊急事態宣言(緊急事態措置を実施すべき期間、区域が示される。区域については、都道府県の区域を基に発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定された場合)を行ったときは、直ちに、市対策本部(法定)に移行し、国の基本的対処方針、都行動計画及び本行動計画に基づき必要な対策を実施する。(行政管理部、健康福祉部、各部)

(2) 情報提供・共有

① 情報提供

ア 市は、市民に対して、新型インフルエンザ等の基本知識、国内での発生状況、現在の対策、都内発生した場合に必要となる対策等について、広報紙、ホームページ等での情報発信、報道機関への情報提供など複数の媒体・機関等を活用して、リアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(政策経営部、健康福祉部)

イ 市内に居住する高齢者、しょうがいしゃ及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関して様々な媒体により情報提供を行う。(政策経営部、健康福祉部)

ウ 学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(子ども家庭部、教育委員会)

エ 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(健康福祉部)

オ 市内医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。(健康福祉部)

② 情報共有

ア 市は、国、都関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(行政管理部、健康福祉部)

(3) 市民相談

① 市は、市民からの問い合わせに対応するため、コールセンター等の人員を増強するとともに開設時間を延長して、相談体制を充実し、適切な情報提供を行う。(行政管理部、健康福祉部)

② 流行期に備え、知識を持った職員を配置し、引き続き全庁的な相談体制を増強する。(行政管理部、健康福祉部、各部)

(4) 感染拡大防止

① 市は、都等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を勧奨する。(健康福祉部)

② 市は、都等と連携し、事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請するとともに、当該感染症の症状が認められた従業員の健康観察・受診の勧奨を要請する。(健康福祉部、生活環境部)

③ 市は、都等と連携し、必要に応じて学校・学童保育施設等における感染対策の実施に資するために国が策定する目安等により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うことができるよう学校長に準備を要請する。(教育委員会)

④ 市は、都等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

(5) 予防接種

① 特定接種

市は、国及び都と連携し、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。(行政管理部)

② 住民接種

市は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。(健康福祉部)

ア 国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、市は、事前に取り決めた接種方法に従

い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を関係者の協力を得て開始できるよう準備を進める。(健康福祉部)

イ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力を得て開始する。(健康福祉部)

(6) 医療

市は、都と連携し、医療に関する対策の情報を積極的に収集し、国及び都等からの要請に応じその取組等に適宜協力するとともに、医療機関等に情報を提供するなど、医療機関等と連携・協力する。(健康福祉部)

(7) 市民生活及び地域経済活動の安定確保

食料・生活必需品の安定供給及ライフライン等の維持、高齢者、しょうがいしゃ等の要援護者への支援について都内感染期における準備をする。

① 要援護者等への対応

ア 市は、都内感染期における高齢者、しょうがいしゃ等の要援護者への生活支援、搬送等について準備する。(健康福祉部)

イ 市は、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯(高齢者世帯、しょうがいしゃ世帯等)への具体的な支援体制の整備を進める。(健康福祉部)

4 都内発生早期

<都内発生早期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

<目的>

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療提供体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、都民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関等を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関等での院内感染防止対策を実施する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、都民生活及び都民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第、実施する。

(1) 実施体制

- ① 市は、都内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合は、任意の市対策本部を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
(行政管理部、健康福祉部)
- ② 市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ対策本部会議を開催し、都内発生早期の対策を確認する。(行政管理部、健康福祉部)
- ③ 市は、国が緊急事態宣言を行ったときは、直ちに、市対策本部(法定)に移行し、国の基本的対処方針、都行動計画及び本行動計画に基づき必要な対策を実施する。(行政管理部、健康福祉部、各部)

(2) 情報提供・共有

① 市民への情報提供

- ア 市は、市民に対して、新型インフルエンザ等の患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等についての最新情報を広報紙、ホームページ等での情報発信、報道機関への情報提供など複数の媒体・機関等を

活用して、リアルタイムで情報提供する。(政策経営部、健康福祉部)

イ 市は、引き続き市内に居住する高齢者、しょうがいしゃ及び外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関して様々な媒体により情報提供を行う。(政策経営部、健康福祉部)

ウ 市は、引き続き学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(子ども家庭部、教育委員会)

② 関係機関への情報提供・共有

ア 高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対して、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(健康福祉部)

イ 市内医療機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内感染に備えた協力を要請する。(健康福祉部)

ウ 市は、国、都関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。(行政管理部、健康福祉部)

(3) 市民相談

① 市は、市民からの問い合わせに対応するため、コールセンター等の人員を増強するとともに開設時間を延長して、相談体制を充実するとともに、休日・夜間においては都と連携して、相談対応を行う。(行政管理部、健康福祉部)

② 流行期に備え、知識を持った職員を配置し、引き続き全庁的な相談体制を増強する。(行政管理部、健康福祉部、各部)

③ 都の相談センターの設置情報や市民向けの質疑応答集などにより、市民への周知活動を行う。(政策経営部、健康福祉部)

(4) 感染拡大防止

① 市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染予防策を勧奨する。(健康福祉部)

② 学校は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止に努める。

また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)についての措置を講じる。(教育委員会)

③ 学童保育所、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑われる児童・生徒についての対応、接触者の健康管理に努めるとともに、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、国の基本対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。(子ども家庭部)

- ④ 高齢者、しょうがいしゃ等の社会福祉施設は、利用者及び施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を国の基本的対処方針や都の要請等に基づき実施する。(健康福祉部)
- ⑤ 医療機関及び社会福祉施設等での感染対策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

【緊急事態宣言時の対応】

国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。(各部)

(5) 予防接種

① 特定接種

市は、国及び都と連携し、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。(行政管理部)

② 住民接種

市は、事前に取り決めた接種方法(接種場所や人員確保など)に基づき、住民接種を実施する。(健康福祉部)

ア 国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、市は、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を関係者の協力を得て開始する。(健康福祉部)

イ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力を得て実施する。(健康福祉部)

(6) 医療

市は、都と連携し、医療に関する対策の情報を積極的に収集し、国及び都等からの要請に応じその取組等に適宜協力するとともに、医療機関等に情報を提供するなど、医療機関等と連携・協力する。(健康福祉部)

(7) 市民生活及び地域経済活動の安定確保

① 市民・事業者への呼び掛け

ア 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(生活環境部)

イ 都では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請する。市は、関係団体などを通じて周知するとともに都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(生活環境部)

② 要援護者等への対策

ア 市は、必要に応じて要援護者等への対策を実施する。(健康福祉部)

イ 市は、食料品、生活必需品等の供給状況に応じ、計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等の準備を行う。(健康福祉部)

③ 遺体の火葬・収容

ア 市は、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、新型インフルエンザ等による死亡者に対する備えとして、可能な限り火葬炉を稼働する準備を行う。(行政管理部)

イ 市は、都内感染期における死亡者の急増に備え、臨時遺体収容所の設置及び運用準備をする。(行政管理部)

【緊急事態宣言時の対応】

市は、市民生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(生活環境部)

5 都内感染期

<都内感染期>

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

<目的>

- 1 医療提供体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 都民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

<対策の考え方>

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療提供体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、都民一人ひとりがとるべき行動について理解できるように、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減する。
- 4 医療提供体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにして、健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、都民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

<医療に関する対策の細分類>

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くして、医療システムの破綻を回避し、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えることである。入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。

このため、都内感染期においては、通常で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

(1) 実施体制

- ① 都は、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった場合は、都内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び都行動計画により必要な対策を行う。市は、任意の市対策本部において、都内感染期における対策等を検討、実行する。（健康福祉部、行政管理部、各部）

② 市は、国が緊急事態宣言を行ったときは、直ちに、市対策本部（法定）に移行し、国の基本的対処方針、都行動計画及び本行動計画に基づき必要な対策を実施し、必要に応じ、次の対策を行う。

ア 都への緊急事態措置の代行の要請

市は、新型インフルエンザ等のまん延により、緊急事態措置に係る事務等を行うことができなくなった場合は、特措法第38条第1項に基づき、都に対して措置の全部又は一部の代行を要請する。（行政管理部）

イ 他の市町村等への応援要請

市は、緊急事態措置の実施にあたり必要があると認める場合は、特措法第39条第1項に基づき、他の区市町村等に対し、応援を求める。（行政管理部）

（2） 情報提供・共有

① 市民への情報提供

ア 市は、市民に対し医療提供体制が一般医療提供体制に切り替わるため、医療機関への受診方法等の情報提供を行う。個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、都の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、広報紙、ホームページ等で情報提供するとともに、不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。さらに、食糧・生活必需品等に関する情報など、多様な広報手段を活用して情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。（政策経営部、健康福祉部）

イ 学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。（子ども家庭部、教育委員会）

② 関係機関への情報提供・共有

ア 市は、医療機関等及び関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。都と連携して患者の発生状況や感染予防策、検査や治療に関する最新情報等について情報提供する。（健康福祉部）

イ 市は、国、都関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。（行政管理部、健康福祉部）

（3） 市民相談

① 市は、市民からの相談の増加に備え、コールセンター等の相談体制を強化し、継続する。（行政管理部、健康福祉部）

② 市は、都が設置する相談センターは、新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、保健医療に関する相談に応じることを周知する。（健康福祉部）

③ 市は、国から配布される相談対応に関するQ&Aが改定された場合は、速やか

に相談等に活用し、情報提供に反映する。(行政管理部、健康福祉部)

(4) 感染拡大防止

都は、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置(不要不急の外出自粛要請、健康観察等)を中止し、広く市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を要請する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、都は必要に応じ、都民の不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等を行うため、市はこれに協力する。

① 感染拡大防止策

ア 市は、都等と連携し、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。(健康福祉部)

イ 市は、都等と連携し、事業所に対し、職場における感染予防策の徹底及び当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを事前に周知する。(健康福祉部)

ウ 市は、都等と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために国が作成する目安等により、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を適切に行うよう学校長に要請する。(教育委員会)

エ 市は、都等と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(健康福祉部)

② 緊急事態宣言が行われている場合における対策

ア 外出自粛の要請等

市は、都が、特措法第45条第1項に基づき、都民に対して外出自粛の要請等をした場合は、市民に周知する。また、市の運営する公共交通機関に必要な措置を講ずる。(政策経営部、都市整備部)

イ 施設の使用制限の要請等

市は、都が、特措法第45条第2項又は第3項に基づき、保育施設、学校等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対して、施設の使用制限の要請等をした場合は、市民や施設所有者等に周知するとともに、市有施設等について、必要な措置を講じる。(政策経営部、子ども家庭部、教育委員会)

ウ 市は、都が、特措法第24条第9項、第45条第1項又は第3項に基づき、保育施設、学校等以外の施設等について、職場も含め、感染対策の徹底の要請等した場合は、市民や施設所有者等に周知するとともに、市有施設等について、必要な措置を講じる。(政策経営部、各部)

(5) 予防接種

① 特定接種

市は、市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国及び都と連携し、特措法第28条に基づき、特定接種を継続する。(行政管理部)

② 住民接種

ア 国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、市は、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項に基づき新臨時接種を継続する。(健康福祉部)

イ 国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造及び供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を継続する。(健康福祉部)

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制から相談センターを介さずに内科や小児科など通常の感染症診療を行う全ての医療機関等で担うことになる。このため、患者は直接受診し、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる。

<第一ステージ(通常の内体制)>

① 市は、新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、医療機関に周知する。(健康福祉部)

② 市は、一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。(健康福祉部)

③ 市は、重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療については、かかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。(健康福祉部)

④ 市は、抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。(健康福祉部)

<第二ステージ(院内体制の強化)>

① 入院医療機関が通常の内体制では入院受入れが困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合、市は、入院医療機関に周知し、市内の入院受入体制の強化を図る。(健康福祉部)

② 市は、市医師会や市薬剤師会に対し、あらかじめ整備している医療体制等に基づき、市内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう依

頼する。(健康福祉部)

<第三ステージ(緊急体制)>

- ① 都が入院治療の必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、都は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内(院内の食堂や講堂など)に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう要請する。市は、医療機関に協力する。(健康福祉部)
- ② 市は、引き続き市医師会や市薬剤師会に対し、市内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう依頼する。(健康福祉部)

【緊急事態宣言時の対応】

国の緊急事態宣言が発出され、市内の医療機関が不足している場合は、上記の対策に加え、都は臨時の医療施設を設置し、市は適宜、都に協力する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

① 市民・事業者への呼び掛け

ア 市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。(生活環境部)

イ 都では、国が事業者に対して食料品、生活関連物資等の価格の高騰や買占め及び売惜しみが生じないように要請することについて、関係団体などを通じて周知する。市は、都等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。(生活環境部)

② 要援護者等への対策

ア 市は、在宅の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、食事提供等)、搬送、死亡時の対応を行う。(健康福祉部)

イ 市は、要援護者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を依頼する。(健康福祉部)

ウ 市は、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、支援を必要とするよう要援護者世帯に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。(健康福祉部)

エ 市は、国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、介護、訪問介護、食事提供等)、搬送、死亡時の対応を行う。(健康福祉部)

③ 遺体の火葬・収容

ア 市は、火葬場の管理者に可能な限り火葬炉を稼働するよう要請する。(行政管理部)

イ 市は、死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、臨時遺体安置所の設置、運用を行う。(行政管理部)

ウ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行

うことが困難となった場合において、国が特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられた場合には、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。（行政管理部）

④ 市民生活を支える事業の継続

ア 清掃事業、下水道事業等の維持、高齢者やしょうがいしゃ等への支援の持続をする。ごみ処理が困難な場合には、市民及び事業者にごみの排出抑制に協力を要請する。（生活環境部、都市整備部）

6 小康期

<小康期>

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

<目的>

都民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

<対策の考え方>

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

① 基本的対処方針の変更

国が決定した基本的対処方針を踏まえ、必要に応じて、市対策本部会議を開催し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置を確認する。市は、都等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。(行政管理部、健康福祉部)

② 緊急事態宣言が行われている場合の措置

市は、国が緊急事態解除宣言を行った場合は、国の基本的対処方針に基づき対策を縮小・中止する。(行政管理部、健康福祉部)

③ 対策の評価・見直し

市は、各段階における対策に関する評価を行い、国による政府行動計画及び同ガイドライン等の見直し、都による都行動計画及び同実施手順等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行う。(健康福祉部)

④ 対策本部の廃止

市は、政府対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。(行政管理部、健康福祉部)

(2) 情報提供・共有

① 市民、事業者への情報の提供

市は、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更を踏まえ、市民及び事業者利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表する。また、第二波の発生の可能性や必要性を情報提供する。(政策経営部、健康福祉部)

② 関係機関への情報の提供

市は、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更を踏まえ、指定地方公共機関、医療機関等の関係機関に第一波の終息を情報提供する。また、第二波の発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。(政策経営部、健康福祉部)

(3) 市民相談

市は、相談件数の状況を見て、新型インフルエンザ等電話相談窓口の体制を縮小する。(行政管理部、健康福祉部)

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。また、新たな発生や流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。(健康福祉部)

(5) 予防接種

① 市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(健康福祉部)

② 市は、国の緊急事態宣言が行われている場合は、必要に応じ、国及び都と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を進める。(健康福祉部)

(6) 医療

① 市は、医療機関に対して、新型インフルエンザ等発生前の平常の医療体制への復帰を呼び掛ける。(健康福祉部)

② 市は、流行の第二波に備え、不足している医療器材の調達及び再配備を行う。(健康福祉部)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

① 要援護者等への支援

状況に応じて、平常時の体制に移行する。(健康福祉部)

② 遺体に対する対応

臨時遺体安置所は、状況を踏まえて、閉鎖する。(行政管理部)

③ 対策の縮小・中止等

国、都、指定公共機関と連携し、国内の状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止する。(各部)

各段階における対策担当部一覧表

	未発生期	海外発生期	国内発生期	都内発生期	都内感染期	小康期
実施体制	行政管理部 健康福祉部 各部	行政管理部 健康福祉部	行政管理部 健康福祉部 各部	行政管理部 健康福祉部 各部	行政管理部 健康福祉部 各部	行政管理部 健康福祉部
情報提供・共有	政策経営部 行政管理部 健康福祉部	政策経営部 行政管理部 健康福祉部	政策経営部 行政管理部 健康福祉部 子ども家庭部 教育委員会	政策経営部 行政管理部 健康福祉部 子ども家庭部 教育委員会	政策経営部 行政管理部 健康福祉部 子ども家庭部 教育委員会	政策経営部 健康福祉部
市民相談		行政管理部 健康福祉部 各部	行政管理部 健康福祉部 各部	政策経営部 行政管理部 健康福祉部 各部	政策経営部 行政管理部 健康福祉部 各部	健康福祉部
感染拡大防止	政策経営部 健康福祉部	健康福祉部 子ども家庭部 生活環境部 教育委員会	健康福祉部 生活環境部 教育委員会	健康福祉部 子ども家庭部 教育委員会 各部	政策経営部 健康福祉部 子ども家庭部 教育委員会 都市整備部 各部	健康福祉部
衛生器材等の救急体制	健康福祉部					
予防接種	行政管理部 健康福祉部	行政管理部 健康福祉部	行政管理部 健康福祉部	行政管理部 健康福祉部	行政管理部 健康福祉部	健康福祉部
医療	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部	健康福祉部
市民生活及び経済活動の安定の確保	行政管理部 健康福祉部 生活環境部	行政管理部 健康福祉部	行政管理部 健康福祉部 生活環境部	行政管理部 健康福祉部 生活環境部	行政管理部 健康福祉部 生活環境部 都市整備部	行政管理部 健康福祉部

(令和2年4月 組織名を訂正)

【用語解説】

○アジアかぜ

1957年4月に香港から流行が始まり、東南アジアなどを経て全世界で流行したインフルエンザ。日本では300万人が感染し、5,700人が死亡したが、毒性はスペイン風邪ほどではなく、死亡率もスペイン風邪の1/10程度といわれている。

○インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- ・ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- ・ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- ・ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

○再興インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。例：スペインかぜ、アジアかぜ

○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

○ 新型インフルエンザ（A/H1N1）

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的な大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。2011年3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、現在は季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○スペインかぜ

1918年3月にアメリカで出現し、その後第1次世界大戦により全世界的に流行したA型のインフルエンザ（H1N1亜型）で、鳥インフルエンザウイルスが突然変異しパンデミックが起こったと考えられている。当時の世界人口は約18～20億人と推定されるが、感染者は約5億人以上、死者は5000万人～1億人といわれている。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

【 資 料 編 】

【国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会設置要綱】

【国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会等の経過】

○国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会設置要綱

平成 18 年 2 月 15 日訓令第 3 号

(設置目的)

第 1 条 新型インフルエンザに関する対策について、緊密に連絡及び調整を行い、迅速に対応するため、国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国及び東京都の新型インフルエンザ対策行動計画により、市が実施する対策の検討並びにその実施及び連絡調整に関すること。
- (2) 新型インフルエンザに係る情報提供及び啓発に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ対策に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は、連絡会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、健康福祉部健康増進課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要な事項は、連絡会に諮って会長が定める。

付 則

この要綱は、平成18年2月15日から施行する。

付 則 (平成19年6月29日訓令第52号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

付 則 (平成19年7月24日訓令第58号)

この訓令は、平成19年7月24日から施行し、平成19年7月5日から適用する。

付 則 (平成21年3月31日訓令第36号)

1 この訓令は、平成21年3月31日から施行する。(後略)

2 (前略) 第 69 条の規定による改正後の国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会設置要綱の規定 (中略) は、平成 20 年 11 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 25 年 4 月 1 日訓令第 37 号)

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 3 月 28 日訓令第 22 号)

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 26 年 10 月 30 日訓令第 84 号)

この訓令は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

政策経営部市長室長	行政管理部防災安全課長
健康福祉部福祉総務課長	健康福祉部しょうがいしゃ支援課長
健康福祉部高齢者支援課長	健康福祉部健康増進課長
健康福祉部予防・健康担当課長	子ども家庭部児童青少年課長
子ども家庭部子育て支援課長	生活環境部ごみ減量課長
生活環境部産業振興課長	都市整備部交通課長
教育委員会教育総務課長	教育委員会教育指導支援課長

【国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会等の経過】

日 程	内 容
平成26年11月10日	第1回 国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会 副会長決定 計画の概要説明、計画原案説明、スケジュール説明
平成26年11月21日	第2回 国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会 計画原案協議
平成26年11月28日	第3回 国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会 計画原案協議
平成26年12月10日 ～ 平成27年 1月28日	東京都と協議
平成26年12月12日 ～平成27年 1月26 日	国立市医師会と協議
平成27年 2月6日～ 平成27年 2月26日	市民意見募集
平成27年 3月13日	第4回 国立市新型インフルエンザ対策庁内連絡会 計画最終案協議